

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 深夜における飲食店営業の規制（第三十三条・第三十四条）」を「

第七章 特定遊興飲食店営業の規制（第三十三条―第三十六条）

第八章 深夜における飲食店営業の規制（第三十七条・第三十八条）」に、「第八章」

を「第九章」に、「第三十五条・第三十六条」を「第三十九条―第四十一条」に、「第九章」を「第十章」に、「第三十七条―第四十二条」を「第四十二条―第四十七条」に改める。

第二条第一号中「又は無店舗型電話異性紹介営業」を「、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業又は特定遊興飲食店営業者」に改める。

第三条第一項第一号中「第二条第一項第二号から第六号まで及び第八号」を「第二条第一項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

第四条第三項を削り、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書に規定する条例で定める時は、午前一時とする。

第四条第四項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「午前一時まで」を「午前零時以後において」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第五条の見出し中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「午前

一時)までの」を「午前一時前)の」に改める。

第六条第一項の表中「日出時から午前八時まで」を「午前六時後午前八時前」に、「日没時まで」を「午後六時前」に、「日没時から午後十時まで」を「午後六時から午後十時前」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に、「日出時まで」を「午前六時まで」に改める。

第七条第一項第二号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第八条を次のように改める。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所の立入り制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならない。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第二十三条中「以下この章及び第四十一条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第二十四条第一号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第四十二条中「第三十七条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十一条中「第三十七条又は第三十八条」を「第四十二条又は第四十三条」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十条を第四十五条とし、第三十七条から第三十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第九章を第十章とする。

第三十六条を第四十一条とし、第三十五条を第四十条とする。

第八章中第四十条の前に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会)

第三十九条 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目とする。

第八章を第九章とする。

第三十四条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とする。

第七章を第八章とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 特定遊興飲食店営業の規制

（許可に係る営業所の設置が許容される地域等）

第三十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目であつて、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートルの区域以外の地域とする。

一 児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

二 病院及び有床診療所

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム及び同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

（営業時間の制限）

第三十四条 特定遊興飲食店営業者は、午前五時から午前六時までの時間は、県の全域において、その営業を営んではならない。ただし、ホテル等内適合営業所（法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第四条第二項第二号に規定するホテル等内適合営業所をいう。）に該当するものを除く。

（騒音及び振動の規制に係る数値）

第三十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める騒音の規制に係る数値は、第六条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める振動の規制に係る数値は、五十五デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第三十六条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業所で客を就寝させ、又は宿泊させないこと（当該営業所を用いて旅館業を営

む場合を除く。）。
 三 客の求めない飲食物を提供しないこと。
 四 営業中営業所の出入口及び客室に施錠し、又は施錠させないこと。
 五 営業所その他の営業に供する施設又は敷地で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
 六 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。
 七 営業所とばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
 八 午後六時から午後十時前の時間において青少年を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めること。
 別表中「第三十五条関係」を「第四十条関係」に改め、同表の一の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表に次のように加える。

十八 法第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者	(一) 三月以内の期間を限って営む特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合 (二) その他の場合	一万四千元 二万四千元
十九 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者		千百円
二十 法第三十一条		八千六百円

条の二十三において準用する法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認を受けようとする者		
二十一 法第三十条の二十三において準用する法第七条の第二項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認を受けようとする者		一万千円
二十二 法第三十条の二十三において準用する法第七条の第三項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者		一万千円

二十三 法第三十 一条の二十三に おいて準用する 法第九条第一項 の規定に基づく 営業所の構造又 は設備の変更の 承認を受けよう とする者		九千九百円
二十四 法第三十 一条の二十三に おいて準用する 法第九条第四項 の規定に基づく 許可証の書換え を受けようとし る者		千四百円
二十五 法第三十 一条の二十三に おいて準用する 法第十条の第二 一項の規定に基 づく特例特定遊 興飲食店営業者 の認定を受けよ うとする者		一万三千円

二十六 法第三十 一条の二十三に おいて準用する 法第十条の二第 五項の規定に基 づく認定証の再 交付を受けよう とする者		千百円
二十七 法第三十 一条の二十三に おいて準用する 法第二十四条第 六項の規定に基 づく営業所の管 理者に対する講 習を受けようと する者		講習一時間 について六 百五十円

別表の備考に次のように加える。

九 十八の項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合における当該他の同項の許可に係る手数料額は、それぞれ同項の手数料額に定める額から八千円を減じた額とする。

十 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき十八の項の許可を受けようとする場合における手数料額は、それぞれ同項の手数料額の欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。

十一 二十の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千八百円とする。

十二 二十一の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千三百円とする。

十三 二十二の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料額は、三千三百円とする。

十四 二十五の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料額は、一万円とする。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（同表の十八の項に係る部分に限る。）及び別表の備考に次のように加える改正規定（同表の備考九に係る部分に限る。）は、同年三月二十三日から施行する。